

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月16日
【届出者の氏名又は名称】	エス・エイチ ジャパン・エルピー (S-H Japan, L.P.)
【届出者の住所又は所在地】	インタートラスト・コーポレート・サービスズ(ケイマン)リミテッド、エルギン・アヴェニュー190、ジョージ・タウン、グランド・ケイマン KY1-9005、ケイマン諸島 (Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands)
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 岩倉 正和
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル 西村あさひ法律事務所
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	(03) 5562 - 8500 (代表)
【事務連絡者氏名】	弁護士 志賀 裕二 弁護士 田原 吏
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、エス・エイチ ジャパン・エルピーをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社西武ホールディングスをいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとし、

(注6) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注7) 本書提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとし、本公開買付けに関する書類の一部が英語により作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとし、

(注8) 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、他の法域における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者が平成25年3月12日付で提出いたしました公開買付届出書（平成25年4月5日付で提出いたしました公開買付届出書の訂正届出書により訂正されたものをいいます。）及び添付書類の記載事項の一部に訂正すべき事項がありますので、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

I 公開買付届出書

第1 公開買付要項

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

(3) 決済の方法

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

I 公開買付届出書

訂正箇所には下線を付しております。

第1【公開買付要項】

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	平成25年3月12日(火曜日)から平成25年5月17日(金曜日)まで(45営業日)
公告日	平成25年3月12日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)

(注) 平成25年3月12日の本書提出日時点では、買付け等の期間を同年4月23日までとしておりましたが、後記7(1)「応募の方法」に記載のとおり、対象者の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社から保有株数等証明書等の発行を受けるためには事務処理に一定の日数を要し、その他応募書類の準備には2週間程度を要することも考えられるため、買付け等の期間を同年5月17日までに延長いたしました。(なお、「保有株数等証明書等」及び「その他応募書類」は、後記7(1)「応募の方法」に定義されます。)

(訂正後)

買付け等の期間	平成25年3月12日(火曜日)から平成25年5月31日(金曜日)まで(55営業日)
公告日	平成25年3月12日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)

(注1) 平成25年3月12日の本書提出日時点では、買付け等の期間を同年4月23日までとしておりましたが、後記7(1)「応募の方法」に記載のとおり、対象者の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社から保有株数等証明書等の発行を受けるためには事務処理に一定の日数を要し、その他応募書類の準備には2週間程度を要することも考えられるため、買付け等の期間を同年5月17日までに延長いたしました。(なお、「保有株数等証明書等」及び「その他応募書類」は、後記7(1)「応募の方法」に定義されます。)

(注2) 公開買付者は、平成25年4月5日、公開買付届出書の訂正届出書を提出し、買付け等の期間を同年5月17日までに延長いたしました。その後も多くの株主の皆様からのお問い合わせを頂いていること、また、応募の意思を表明されているにもかかわらず応募手続きが完了していない状況にある株主の皆様もいらっしゃることを踏まえ、可能な限り多くの株主の皆様に対象者普通株式の売却の機会をご提供するべく、買付け等の期間を同年5月31日までに延長いたしました。

10【決済の方法】

(2)【決済の開始日】

(訂正前)

平成25年6月10日(月曜日)

(訂正後)

平成25年6月24日(月曜日)

(3)【決済の方法】

(訂正前)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。なお、決済の開始は、本公開買付けにより買付けられた株券等に係る株主名簿の名義書換の完了を条件とします。具体的には、公開買付者は、公開買付期間終了後直ちに応募株券等の総数を確定し、本公開買付けによる買付けの対象となる株券等に係る「株式名義書換請求書」を、対象者の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社に対して交付し、みずほ信託銀行株式会社から、当該名義書換が完了した旨の通知を受けて、本公開買付けにより買付けられた株券等に係る株主名簿の名義書換の完了を確認した後、名義書換が完了した応募株主等を対象として、決済の開始日（平成25年6月10日（月曜日））に決済を開始します。なお、応募株主等から公開買付者に対して本公開買付けにより買付けられた株券等に係る権利が移転する時点（上記の名義書換が完了した時点）と応募株主等に対して本公開買付けにより買付けられた株券等に係る売却代金の支払いが開始される時点（平成25年6月10日（月曜日））との間に、一定の時間を要する可能性があります。対象者が非上場会社であり、かつ株券発行会社でないことに伴い必要となる事務処理に要する時間に起因するものです。また、上記8(2)「買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」に記載のとおり、公開買付者の預金口座には買付け等に要する資金に充当しうる十分な金額の預金が存在し、公開買付者は本公開買付けによる対象者の株式の取得及び保有のみを事業目的として設立されたりミテッド・パートナーシップであり、本公開買付けに係る決済以外に当該預金を用いることはないため、株主名簿の名義書換が完了したにもかかわらず株主の皆様が売却代金を受け取れなくなることはありません。

(訂正後)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。なお、決済の開始は、本公開買付けにより買付けられた株券等に係る株主名簿の名義書換の完了を条件とします。具体的には、公開買付者は、公開買付期間終了後直ちに応募株券等の総数を確定し、本公開買付けによる買付けの対象となる株券等に係る「株式名義書換請求書」を、対象者の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社に対して交付し、みずほ信託銀行株式会社から、当該名義書換が完了した旨の通知を受けて、本公開買付けにより買付けられた株券等に係る株主名簿の名義書換の完了を確認した後、名義書換が完了した応募株主等を対象として、決済の開始日（平成25年6月24日（月曜日））に決済を開始します。なお、応募株主等から公開買付者に対して本公開買付けにより買付けられた株券等に係る権利が移転する時点（上記の名義書換が完了した時点）と応募株主等に対して本公開買付けにより買付けられた株券等に係る売却代金の支払いが開始される時点（平成25年6月24日（月曜日））との間に、一定の時間を要する可能性があります。対象者が非上場会社であり、かつ株券発行会社でないことに伴い必要となる事務処理に要する時間に起因するものです。また、上記8(2)「買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」に記載のとおり、公開買付者の預金口座には買付け等に要する資金に充当しうる十分な金額の預金が存在し、公開買付者は本公開買付けによる対象者の株式の取得及び保有のみを事業目的として設立されたりミテッド・パートナーシップであり、本公開買付けに係る決済以外に当該預金を用いることはないため、株主名簿の名義書換が完了したにもかかわらず株主の皆様が売却代金を受け取れなくなることはありません。

公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったため、平成25年5月16日に「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行い、平成25年5月17日にその旨を日本経済新聞に掲載する予定です。したがって、当該「公開買付条件等の変更の公告」を公開買付開始公告の変更として本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。